

2009年10月6日

北海道大学学長
佐伯 浩 様

北海道大学教職員組合
委員長 神沼 公三郎

人事院勧告に準拠した賃金の不利益変更に関する団体交渉要求書

人事院が2009年8月11日に国家公務員の基本給及び期末・勤勉手当を引き下げる内容の勧告を出しましたが、政府は異例の早さでわずか2週間後の8月25日に、その勧告を完全実施する旨の閣議決定を行いました。

こうした動きを踏まえて9月10日に組合3役が貴職に会見した際、同席した事務局長は今後、給与法改正の帰すうを見きわめるとしながらも、「人事院勧告に準拠して北大教職員の賃金を引き下げる不利益変更を行う」と明言しました。

しかし、いうまでもなく北大の教職員は非公務員であり、人事院勧告の対象外です。その賃金・労働条件は労使の自主的な交渉で決めるべきもので、人事院勧告に準拠する必然性は全くありません。また、今回の人事院勧告は基本給を0.2%、期末・勤勉手当を0.35ヵ月分引き下げるもので、そのため職員一人平均で年間15万円余りにのぼる賃金の大幅な減額になります。これを実施すると、北大の教職員の生活に重大な支障が生じるのはいうまでもありません。

他方、2008年に施行した労働契約法は、使用者は労働者と合意することなく労働条件の不利益変更を行ってはならないとし（第9条）、どうしても不利益変更を行う場合、使用者に厳しい条件を付しています（第10条）。

私たち北大教職員組合は北大に働く教職員の生活を守るため、貴職が実施しようとしている人事院勧告準拠の賃金不利益変更に強く反対します。その目的のため、ここに貴職に対して下記の項目で団体交渉を申し込みたいと思いますので、速やかに応じるよう要求します。

記

- 一、基本給及び期末・勤勉手当を引き下げる就業規則の不利益変更、不利益遡及を行わないこと。
- 一、賃金は労使交渉で決定すること。